

水道水中における放射性物質のモニタリング結果

- 測定機関 双葉地方水道企業団
- 分析装置 ゲルマニウム半導体検出器
- 検査頻度 毎日
- 測定方法 水道水などの放射能測定マニュアル（厚生労働省）
- 採水年月日 2026年8月1日～31日

採水場所	水源	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
小滝平浄水場	大船水源（表流水）	不検出	不検出	不検出
小山浄水場	木戸川（ダム放流水）	不検出	不検出	不検出

※いずれの検体も、8月31日時点で放射性物質は不検出です。※「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値（1Bq/kg）未満であることを示しています。※現在、広野町内の水道水は、小滝平浄水場および小山浄水場より給水しています。

《参考》検査日現在の目標値（単位:Bq/kg）※これまで暫定規制値が設定されていた放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成23年7月15日以降の検出報告がないことから、国の規制の対象から除外されました。

食品衛生法の規定に基づく新たな基準による目標値	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
	—	10	

水道修理工事当番表

指定給水工事業者名	年月	令和8年10月	令和8年11月
北陽管工(有)	☎0240-27-3419	11日～17日	15日～21日
(有)吉田鉄工所	☎0240-27-3241	18日～28日	22日～28日
草野建設(株)	☎0240-25-3121	1日～3日 29日～31日	1日～7日
(有)吉田設備	☎090-3982-3422	4日～10日	8日～14日 29日、30日

問 双葉地方水道企業団 ☎979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小崎字小山6-2
☎0240-25-5315（代表） ☎0240-25-5385
E-mail : soumu@f-mizu.jp

広野町内ごみ収集カレンダー

10 October							11 November						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3	1	2 可燃	3 可燃	4 不燃	5 可燃	6	7
4	5 可燃	6 可燃	7 不燃	8 可燃	9	10	8	9 可燃	10 可燃	11 カン	12 可燃	13	14
11	12 可燃	13 可燃	14 カン	15 可燃	16	17	15	16 可燃	17 可燃	18 ビン	19 可燃	20	21
18	19 可燃	20 可燃	21 ビン	22 可燃	23	24	22	23 可燃	24 可燃	25	26 可燃	27	28
25	26 可燃	27 可燃	28	29 可燃	30	31	29	30 可燃					

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ごみ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。

秋季全国火災予防運動

11月9日（月）～15日（日）

住宅火災の出火原因 トップ3

①こんろ



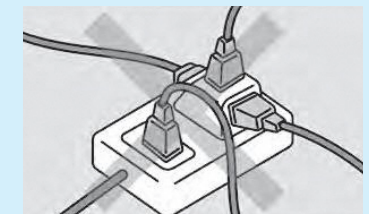
こんろを使うときは火のそばを離れないようにしましょう。

②たばこ



寝たばこは絶対にしない、させないようにしましょう。

③電気機器



コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグを抜くようにしましょう。

（総務省消防庁「令和7年における火災の状況（概数）」参照）

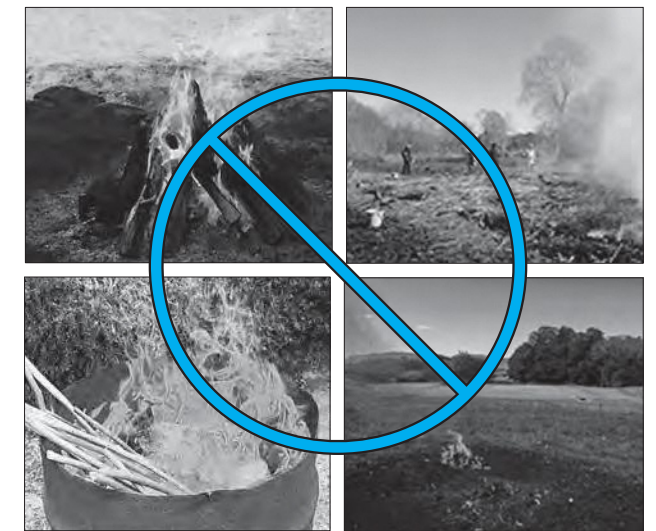
林野火災注意報・警報の発令について

林野火災注意報

林野火災の予防上注意が必要な気象状況（乾燥）になった際に発令されます。発令された町村では、たき火や野焼きなど屋外における「火の使用」を控えることとなります。

林野火災警報

林野火災の予防上危険な気象状況（乾燥及び強風）になった際に発令されます。発令された町村では、たき火や野焼きなど屋外における「火の使用」が禁止され、違反した場合には罰金等が科せられる場合があります。



双葉消防本部管内では12月から5月の期間において、林野火災注意報・警報が発令された場合は、消防車両での巡回広報や町村の防災無線、双葉消防及び町村 HP 等を活用して住民に周知します。

火事と救急は
119番

問い合わせ先

富岡消防署 ☎0240-22-2119 浪江消防署 ☎0240-34-4111
楢葉分署 ☎0240-25-2119 葛尾出張所 ☎0240-29-2119
川内出張所 ☎0240-38-2119